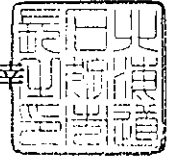


石 財 政 第 6 4 号
令和4年11月11日

石狩市使用料、手数料等審議会
会 長 高 宮 則 夫 様

石狩市長 加 藤 龍 幸



マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での
証明書発行手数料の設定について（諮問）

下記の案件について、石狩市使用料、手数料等審議会条例第2条第1項の規定に基づき、
貴審議会の意見を求めます。

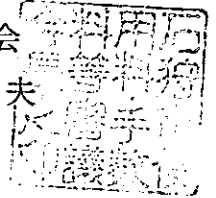
記

- 1 マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での証明書発行手数料の
設定について

石 使 審 第 1 号
令和4年11月30日

石狩市長 加藤龍幸 様

石狩市使用料、手数料等審議会
会 長 高 宮 則 夫



マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での
証明書発行手数料の設定について（答申）

令和4年11月11日付け、石財政第64号で諮問のありました標記の件については、
下記のとおり答申いたします。

記

マイナンバーカードを利用したコンビニエンスストア等での証明書発行手数料の設定
について

本件は、マイナンバーカードの普及を目的とした手数料の減額であり、

- ・マイナンバーカードの普及促進策については国の要請を受けていること
- ・事業者への委託手数料一件あたり117円等、料金を設定する上で基となる算出根拠が示されていること
- ・時限措置の目的と設定期間に合理性があること

これらを総合的に勘案し、審議会として妥当であると判断します。



以上